

接続約款変更認可申請書

西設相制第 8 号
平成 27 年 8 月 5 日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)	(略)	(略)	(略)	(略)

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)-2 N P S交換機利 用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項 の表中第5-3欄に規定する箇所 での接続により、N P S交換機(番 号案内サービスを提供するために 必要となる交換設備をいいます。以 下同じとします。)及び伝送路設備 を利用する機能	1案内ごと に	18円	特定端末系事業者 に適用します。
(3)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

技術的条件集

第1章 (略)

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1 ~ 第19節 形態7 (略)

第20節 形態8 (略)

技術的条件集別表

1 ~ 21.3 (略)

22 ~ 38 (略)

技術的条件集

第1章 (略)

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1 ~ 第19節 形態7 (略)

第19節の2 形態7-2 NPS交換機接続インタフェース

第91条の2 網構成

第91条の3 インタフェース仕様

第91条の4 その他接続に必要な事項

第20節 形態8 (略)

技術的条件集別表

1 ~ 21.3 (略)

21.4 NPS交換機接続インタフェース仕様

22 ~ 38 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) ~ (112) (略)	(略)

第2章 形態別技術的条件

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) ~ (112) (略)	(略)
(113) N P S 交換機接続インタフェース	協定事業者がN P S 交換機に接続する時に適用するインタフェース種別

第2章 形態別技術的条件

第19節の2 形態7-2

(網構成)

第91条の2 当社のN P S 交換機と直接協定事業者網との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第91条の3 N P S 交換機接続インタフェース仕様は技術的条件集別表21.4に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第91条の4 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)

(1/6)～(3/6) (略)

接続番号 インターフェース種別	(略)	番号案内 データアクセス接続 インターフェース	サービス制御統 括局接続 インターフェース	端末回線 MDF 接続インターフェース
	(略)	形態 7	形態 8	形態 9 (DSL 用 インターフェース)
分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分類 2 (00XY～) 国際系番号				
分類 3 (0A～J) 端末系番号				
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号				
分類 5 (0A0-CDE～) 接続型 PHS 系番号				
分類 6 (0A0-CDE～) 活用型 PHS 系番号				
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号				
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号				
分類 9 (050C～K) IP 電話番号				

(略)

(4/6)

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)

(1/6)～(3/6) (略)

接続番号 インターフェース種別	(略)	番号案内 データアクセス接 続 インターフェース	<u>NPS 交換機 接続インターフェース</u>	サービス制御統 括局接続 インターフェース	端末回線 MDF 接続インターフェース
	(略)	形態 7	<u>形態 7-2</u>	形態 8	形態 9 (DSL 用 インターフェース)
分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	(略)	(分類によらない)	<u>(分類によらない)</u>	(分類によらない)	(分類によらない)
分類 2 (00XY～) 国際系番号					
分類 3 (0A～J) 端末系番号					
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号					
分類 5 (0A0-CDE～) 接続型 PHS 系番号					
分類 6 (0A0-CDE～) 活用型 PHS 系番号					
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号					
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号					
分類 9 (050C～K) IP 電話番号					

(略)

(4/6)

技術的条件集別表 21.4 NPS交換機接続インタフェース仕様

NPS交換機接続インタフェース仕様

本別表は、NPS交換機に接続するインタフェース仕様について記述する。

1. 提供条件

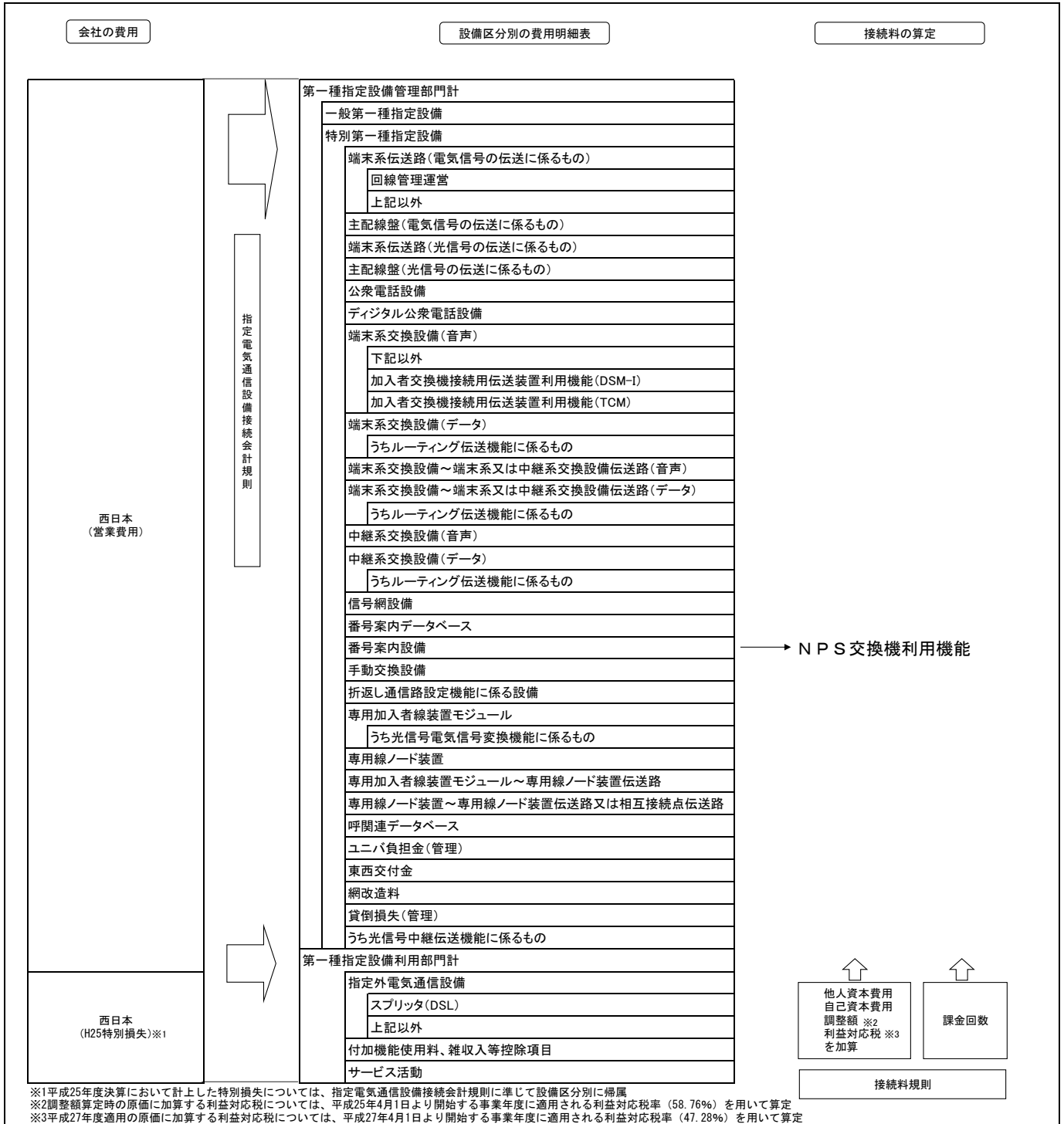
- (1) 当社のNPS交換機との接続はLAN型通信網の使用を前提とし、技術的条件集別表 38 を適用する。
- (2) NPS交換機に接続する通信手順及び通信条件は当社及び協定事業者間で別途協議の上、定めるものとする。

網使用料算定根拠
(西日本コストに基づく接続料)

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	4
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	5
V. 資本構成比率の算定	6
VI. 他人資本利率の算定	7
VII. 自己資本利益率の算定	8
VIII. 利益対応税率の算定	9
IX. 料金設定に使用した貸倒率	11
(参考)	
1. 設備区別の費用明細表	12
2. 設備区別固定資産明細表	15
3. 接続会計報告書の設備区分と網使用料算定根拠における明細表の設備区分の対応	17

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の算定

<NPS交換機利用機能>

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

区分	番号区内設備	手動固有 オペレータ NPS-ZC~ZC 固有伝送路	内訳										備考
			NPS交換機	オペレータ等	TDIS	登録		利用		DIAL104	NPS交換機	オペレータ等	
						一括	個別	一括	異動				
①指定設備管理運営費	5,307	5,021	818	4,203	254	0	31	28.8	194	32.3	31	1.3	参考1設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	16	16	3	13	1	0	0	0.1	0	0.0	0	0.0	参考2設備区分別固定資産明細表より
③自己資本費用	55	53	10	43	2	0	0	0.2	1	0.0	0	0.0	⑤レート×ス×他人資本比率×他人資本利率
④利益対応税	34	32	6	26	1	0	0	0.1	1	0.0	0	0.0	⑤レート×ス×自己資本比率×自己資本利率
⑤合計	5,412	5,122	837	4,285	258	0	31	29.2	196	32.3	31	1.3	①+②+③+④
⑥正味固定資産	2,378	2,294	425	1,869	71	0	9	8.1	54	13.8	13	0.8	参考2設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	4	4	1	3	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	⑥正味固定資産×投資比率
⑧貯蔵品	17	16	3	13	1	0	0	0.1	0	0.0	0	0.0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	632	598	95	503	31	0	4	3.5	24	4.2	4	0.2	①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却損)×43.825日
増レートのス	3,031	2,912	524	2,388	103	0	13	11.7	78	18.0	17	1.0	⑤+⑦+⑧+⑨
⑩有利子負債以外の負債の額	202	194	35	159	7	0	1	0.8	5	1.1	1	0.1	⑤レート×ス×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑪租税公課	44	43	9	34	1	0	0	0.1	1	0.0	0	0.0	
⑫減価償却費	188	180	47	133	7	0	1	0.8	5	2.1	2	0.1	参考1設備区分別の費用明細表より
⑬固定資産除却損	17	16	3	13	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	

(b)前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	85	平成23年度通用料算定根拠の8の中継交換機等接続の場合の(1)のCの(2)のNPSコスト分

(c)前々算定期間における収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における収入(千円)	59,082	平成23年度実績
②前々算定期間における接続料金(円/回)	11.56	平成23年度通用料算定根拠の8の中継交換機等接続の場合の(2)のBの③のNPSコスト分に平成23年度通用料算定根拠における賃借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入(百万円)	683	①×②

(d)調整額

区分	金額等	備考
①調整額	219	((a)の⑤手動固有のNPS交換機+(b)の①)×(1+②、料金設定に使用した賃借率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	836	(a)の⑤手動固有のNPS交換機の内、利益対応税について、平成27年度適用の利益対応税率(47.28%(見より))を用いて算定したもの
②調整額	219	(d)の①
③合計	1,055	①+②

(2)料金の算定

区分	金額等	備考
①原価(百万円)	1,055	(1)の(e)の③
②半年間内掛金回數(千回)	59,082	平成23年度実績
③料金(円/1家内)	18	①÷②×(1+④、料金設定に使用した賃借率)

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,286,655 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	3,647 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0016 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

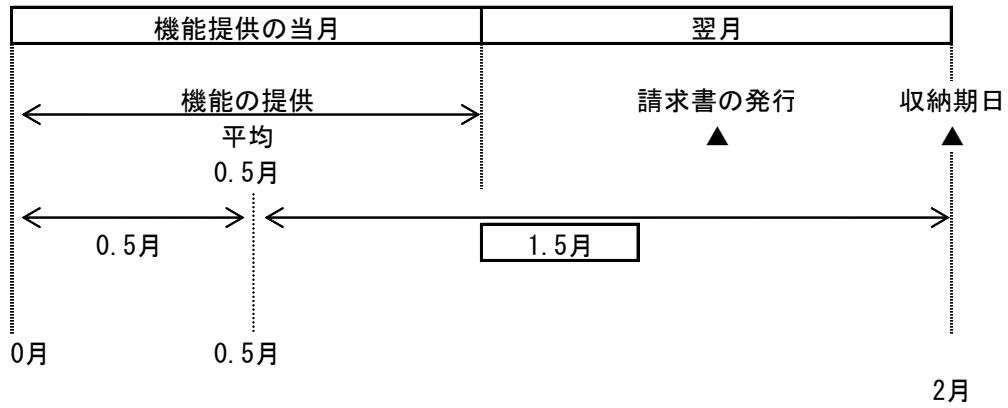
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,676,359 (A)
貯蔵品 (※)	19,114 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0071 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H25) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 2,676,359	有利子負債 1,125,707 (0.343)	H25稼働 電気通信事業固定資産 2,676,359	③ 圧縮後の資本構成比	有利子負債 1,125,707 (0.399)	↑ 負債
	その他の負債 427,591 (0.130)			退職給付引当金 188,555 (0.067)	
	退職給付引当金 224,804 (0.068)		② 流動資産の 圧縮 ▲463,841		↑ 資本
流動資産等 608,049	自己資本 1,506,305 (0.459)	貯蔵品(月平均) 19,114	144,209	自己資本 1,506,305 (0.534)	
計 3,284,408	① 流動資産の理論値と 実績の差 144,209-608,049=▲463,841	投資等 4,608	計 2,820,567	計 2,820,567	
		運転資本 120,486			

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left(\frac{1,125,707}{\text{負債}} + \frac{188,555}{\text{負債資本合計}} \right) \div \frac{2,820,567}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.466}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,125,707}{\text{有利子負債}} \div \left(\frac{1,125,707}{\text{負債の合計}} + \frac{188,555}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.857}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.857}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.143}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.466}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.534}$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成25年度実績とした。

有利子負債に対する利率 = 1.17%

(単位：%)

年度	25
区分	
他人資本利率	1.17

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利率相当率 = 1.02%

(単位：%)

年度	21	22	23	24	25	平均
区分						
他人資本利率	1.37	1.17	1.08	0.81	0.69	1.02

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

他人資本利率 = $1.17\% \times 0.857 + 1.02\% \times 0.143 =$ 1.15%

(有利子負債に対する利率 × 有利子負債比率 + 国債利回り × 有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	23	24	25	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.39	3.76	8.16	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.08	0.81	0.69	—	
①-②	2.31	2.95	7.47	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.47	2.58	5.17	3.41

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成25年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	21	22	23	24	25	
主要企業の自己資本利益率	3.04	4.00	3.39	3.76	8.16	4.47

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成25年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 3.41%

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (調整額算定時の原価算定に用いるH25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 = \underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 = \underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3701y$
税引後利益 $z = (1-0.3701)y$

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (H27年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 47.28%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方法人特別税を $x_2 (= x_1 \times 0.935)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.031$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 0.935)) \times 0.031 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.031}{1+0.060} \times y = \underline{0.0292y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方法人特別税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 0.935$$

$$= 0.935 \times 0.0292y$$

$$= \underline{0.0273y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.239$$

$$= (y - (0.0292y + 0.0273y)) \times 0.239$$

$$= \underline{0.2255y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.032$$

$$= 0.2255y \times 0.032 = \underline{0.0072y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.097$$

$$= 0.2255y \times 0.097 = \underline{0.0219y}$$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.044$$

$$= 0.2255y \times 0.044 = \underline{0.0099y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3210y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3210y}{(1-0.3210)y} = \frac{0.3210y}{0.6790y} = 0.4728$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3210y$
税引後利益 $z = (1-0.3210)y$

Ⅹ.料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H25	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	174,477	H25年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

接続会計報告書の設備区分と網使用料算定根拠における明細表の設備区分の対応

接続会計報告書の設備区分

網使用料算定根拠における明細表の設備区分

第一種指定設備管理部門計		第一種指定設備管理部門計
一般第一種指定設備		一般第一種指定設備
特別第一種指定設備		特別第一種指定設備
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)		端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)
		回線管理運営
		上記以外
主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)		主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)
主配線盤(光信号の伝送に係るもの)		主配線盤(光信号の伝送に係るもの)
公衆電話設備		公衆電話設備
		デジタル公衆電話設備
端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		端末系交換設備(音声)
		下記以外
うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの		加入者交換機接続用伝送装置利用機能(DSM-I)
		加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TCM)
端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		端末系交換設備(データ)
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(音声)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(データ)
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)		中継系交換設備(音声)
中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)		中継系交換設備(データ)
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
信号網設備		信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備		番号案内データベース
		番号案内設備
手動交換設備		手動交換設備
折返し通信路設定機能に係る設備		折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール		専用加入者線装置モジュール
うち光信号電気信号変換機能に係るもの		うち光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置		専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
呼関連データベース		呼関連データベース
ユニバーサルサービス制度に係る負担金		ユニバ負担金(管理)
東西交付金		東西交付金
網改造料		網改造料
貸倒損失		貸倒損失(管理)
うち光信号中継伝送機能に係るもの		うち光信号中継伝送機能に係るもの
第一種指定設備利用部門計		第一種指定設備利用部門計
指定外電気通信設備		指定外電気通信設備
		スプリッタ(DSL)
		上記以外
付加機能使用料、雑収入等控除項目		付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動		サービス活動
合計		合計